

実施年月日	令和4年8月29日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第46号から議案第57号までの12件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第46号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和及び柔軟化のための措置として、非常勤職員の育児休業の取得に係る任期要件の緩和及び子が1歳以降の夫婦交代での育児休業の取得に係る規定の整備並びに職員の再度の育児休業の取得に係る規定の整備が行われることを踏まえ、本市における職員の一時休業等についても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第47号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、宮和田住宅の用途廃止に伴い本条例からの削除を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第48号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、新たな認定制度が導入されることに伴い、市においても、所要の措置を講ずるほか、建築基準法が改正され、条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築基準法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第50号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。議案第51号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、都市計画道路3・4・7号の道路改良工事により、道路形態が変更された道路について、路線の起点を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第7号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,610万3,000円を増額し、予算総額を418億77万9,000円とするものであります。今回の補正内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。国が検討を進めている新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンの接種について、初回接種を完了した全ての住民を対象に、11月半ばに——もとい、10月半ば以降に接種することも想定して、接種体制の準備を進めるよう通知があったことから、このオミクロン株対応型ワクチンの

接種に必要な経費について計上しております。

議案第 53 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 15 億 7,888 万 2,000 円を増額し、予算総額を 433 億 7,966 万 1,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容としたしまして、大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業であります。6 月定例会にて上程いたしました補正予算第 5 号に続き、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、国から配分された臨時交付金を活用して様々な対応策を実施します。主だったものを申し上げますと、まず市民生活支援策としたしましては、燃料価格・物価高騰に対する支援として、子育て世帯に対し、18 歳までの子を対象に所得制限なく給付を行います。次に経済支援策としたしましては、高齢者施設や障がい者福祉施設を運営する事業者、生産販売を行う農家、道路運送事業者等を対象に、燃料価格や物価高騰に対する支援を行います。次に、感染拡大防止策としたしましては、介護認定審査会のオンライン化やインターネット環境がない放課後子どもクラブにおける環境整備等、行政サービスの各分野におけるオンライン化を推進しつつ、感染リスクのさらなる軽減を図ります。臨時交付金活用事業の主な内容としては以上でございますが、今回の補正予算では、ただいま御説明した以外にも引き続き実施するものを含め、様々な事業を展開し市民の皆様の健康と安全を守り、地域経済の下支えをしてまいります。2 点目は、子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業であります。現在、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業により支援を行っているところです。今回、茨城県が国の給付金に加え、児童 1 人当たり 5 万円を給付する独自の支援を行う見込みであることから、給付に必要な経費について計上しております。次に、歳入の主な補正内容であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした歳出に伴う国県支出金等のほか、普通交付税、臨時財政対策債の決定及び前年度繰越金の確定に伴い、前年度繰越金及び普通交付税の増額、臨時財政対策債の減額をそれぞれ計上しております。また、第 2 表、債務負担行為補正につきましては、公用車リース料、令和 4 年度その 2 ほか 4 件を追加し、1 件の事項名を変更するものであります。最後に、第 3 表、地方債補正につきましては、長寿命化事業債を追加するとともに、市道整備事業債ほか 4 事業の限度額を変更するものであります。

議案第 54 号、令和 4 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、前年度繰越金の確定に伴う歳入予算の財源充当の変更を行うものであります。歳入予算の補正内容につきましては、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額を計上しております。

議案第 55 号、令和 4 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 12 億 103 万 5,000 円を増額し、予算総額を 114 億 5,964 万 8,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、財政調整基金積立金及び令和 3 年度国民健康保険事業特

別会計繰越金を一般会計へ繰り出す繰出金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、令和3年度の繰越金の増額を計上しております。

議案第56号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,614万6,000円を増額し、予算総額を33億8,849万7,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、令和3年度後期高齢者医療特別会計繰越金を一般会計へ繰り戻す、繰出金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、令和3年度の繰越金の増額を計上しております。

議案第57号、令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億724万円を増額し、予算総額を88億9,084万3,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金積立金、国庫金等返還金、一般会計への繰出金の増額を計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、介護認定審査会をオンラインで開催するための備品購入費等を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金繰入金の減額及び前年度繰越金の増額を計上しております。また、第2表、債務負担行為につきましては、新たに介護認定審査会クラウド使用料を設定するものであります。

続きまして、報告第9号及び第10号について、ご報告申し上げます。報告第9号、令和3年度取手市健全化判断比率についてであります。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率、4指標の数値を報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。なお、今回ご報告させていただきました4指標の数値は暫定の速報値であります。総務省による確定値の公表は11月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合にあっては、この報告をもって地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定による報告とし、同一でない場合にあっては、同項に規定する手続を改めて行うものいたします。

報告第10号、債権の放棄についてであります。本件につきましては取手市債権管理条例第6条の規定に基づき、保育所児童給食代及び市営住宅使用料の2項目で、件数は70件、金額61万8,600円の私債権を令和3年度中に放棄しましたので、同条例第7条の規定によりご報告申し上げます。

続きまして、認定第1号から第7号までの7件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

認定第1号、令和3年度取手市一般会計決算の認定についてであります。令和3年度は、とりで未来創造プラン2020の2年目となり、従来から継続している事業に加えて、新たな効果を生み出す事業を推進しつつ、選択と集中の視点を踏まえ、限られた行政資源の効果的・効率的な財源配分を図るため、魅力ある都市空間づくり、定住化促進、少子高齢社会への対応、安全安心な教育環境の充実の4つを重点項目に掲げ、市民協働と持続可能な

自治体運営、新型コロナウイルス感染症対策を、市政全般に係る施策として基本的な方針を定め、事業展開を図ってまいりました。決算の特徴については、この4つの重点項目に従い報告いたします。1点目は、魅力ある都市空間づくりとして、取手駅西口地区において土地区画整理事業による都市基盤の整備を進めつつ、桑原地区の整備についても土地区画整理事業の事業化に向けた関係機関との協議や準備組合に対する事業化への支援を継続しました。2点目は、定住化促進として引き続き良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーション等に対する補助を実施し、特に子育て世帯や市内就業者等への定住化促進を図りました。また令和4年度に予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期を余儀なくされた市制施行50周年事業について、記念式典をはじめとする各種事業を実施し、市民とともに市政の進展をお祝いすることが出来ました。3点目は、少子高齢社会への対応として、市内3か所の放課後子どもクラブの運営を民間事業者に委託し、安定的な支援員の人材確保、サービス品質の向上を図りました。また、フィットネスクラブを利用する市民への支援や民間団体との協働による健康づくり体験イベント等により、コロナ禍にあっても市民の皆様健康を維持していただけるよう、多世代の市民が自分に合った健康づくりを選択できる機会を提供しました。4点目は、安全安心な教育環境の実現として、まず、藤代小学校、藤代幼稚園において、老朽化の著しい校舎の大規模改造工事を実施しました。また、高井小学校においては、児童数の増加に伴い、当面の教室数を確保するための内部改修工事を行いました。さらに、通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良、安全対策施設整備工事を実施し、危険路線の対策及び危険箇所を解消を進めました。令和3年度においては、これら4つの重点項目以外にも、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業をはじめとした、国の施策はもとより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した市独自の各種対策を、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つの柱に基づき多角的に実施いたしました。市民生活支援としては、GIGA（ギガ）スクール環境整備事業、新生児への特別定額給付金の給付などを行いました。また、経済支援としては、売上げが減少した事業者への事業者応援一時金の給付、テークアウトを実施する飲食店への支援、アーティストへの活動の場の提供などを行いました。さらに感染拡大防止としては、保育所や小中学校をはじめとした各種公共施設等における感染拡大防止対策や職員の分散勤務、テレワーク体制の整備などを行いました。以上、令和3年度の決算の認定に当たりまして、その概要を申し上げましたが、予算の執行状況及び事業の成果等につきましては、御手元に配付してございます決算書及び決算報告書により御審査いただきますようお願い申し上げます。

認定第2号、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、本市の顔づくりとなる取手駅西口地区の都市整備事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、区画整理事業による都市基盤整備と土地利用推進との一体的なまちづくりを進めているところであります。今後とも皆様の格別の御支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。歳入の総額は14億6,865万3,000円となりました。主な内訳といたしましては、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金、国庫支出金、

県支出金、市債であります。また、歳出の総額は14億109万9,000円となりました。主な内訳といたしましては、事業費10億3,437万2,000円、公債費3億6,672万7,000円であります。歳入歳出差引額は、6,755万4,000円となり、翌年度へ繰越すべき財源の5,918万7,000円を差し引いた実質収支額は836万7,000円となりました。

認定第3号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、当市の国民健康保険の加入状況についてですが、令和3年度末における国民健康保険の加入者数は2万3,717人で、前年度比97.1%の712人の減となっております。歳入の総額は121億2,442万7,000円となりました。主な内訳といたしましては、国民健康保険税、県支出金であります。また、歳出の総額は108億2,941万3,000円となりました。主な内訳といたしましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金であります。歳入歳出差引額は、12億9,501万4,000円となりました。

認定第4号、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。当市の後期高齢者医療保険の概況ですが、令和3年度末における被保険者数は1万9,678人で、前年度比104.3%の809人の増となっております。歳入の総額は32億446万6,826円となりました。主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料一般会計繰入金であります。また、歳出の総額は31億7,772万225円となりました。主な内訳といたしましては、茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。歳入歳出差引額は、2,674万6,601円となりました。

認定第5号、令和3年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてであります。初めに、取手市の高齢者人口は令和3年度末現在において3万6,924人で、高齢化率は34.8%、前年同時期より0.3ポイント増加しております。高齢者の介護認定者も同様に増加しており、令和3年度末には、5,137人の方が要介護・要支援の認定を受けています。居宅施設等で利用された介護サービスに対する保険給付費も前年度比で0.7%の増加となっております。歳入の総額は、88億625万7,000円となりました。主な内訳といたしましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金であります。また、歳出の総額は85億1,253万円となりました。主な内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費であります。歳入歳出差引額は2億9,372万7,000円となりました。

認定第6号、令和3年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてであります。競輪事業につきましては、インターネットでの売上げ増により増加傾向となっておりますが、引き続き車券の売上げ増進、諸経費の節減に努め、収益率をより一層向上させるよう努力してまいります。歳入の総額は、19億3,610万4,000円となりました。主な内訳といたしましては、通常開催車券発売収入であります。また、歳出の総額は18億8,590万円となりました。主な内訳といたしましては、通常競輪事業に要する経費であります。歳入歳出差引額は5,020万4,000円となりました。

認定第7号、令和3年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてであります。歳入の総額は93万4,000円となりました。主な内訳といたしましては、2市1町4組合の関係団体からの負担金及び繰越金であります。また、歳出の総額は19万5,000円となりました。主な内訳といたしましては、委員3名分の報酬、全国公平委員会連合会等への

負担金であります。歳入歳出差引額は73万9,000円となりました。

続きまして、諮問第2号及び諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、2件を一括いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。本件につきましては、現在、取手市には人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が11名おりますが、このうち、松浦勉氏、色川昇氏が令和4年9月30日をもって任期満了となります。推薦する2名につきましては人権擁護委員として、平成28年より6年間にわたり熱心に人権相談や人権啓発活動などに取り組んでいただいております。今後もその経験を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。なお、水戸地方法務局管内におきまして、令和3年7月1日より委嘱発令時期が1月及び7月の年2回に変更されたことから、任期が3か月延長され、次期任期は令和5年1月1日からの3年間となります。

以上、23件につきまして、御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましては、この後、担当部長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 皆様、おはようございます。総務部、鈴木です。これより、令和4年第3回取手市議会定例会に提出させていただく各議案について、それぞれ所管の部長のほうから説明させていただきます。長時間にわたる説明となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議案第46号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。本条例につきましては、国家公務員の措置に合わせ、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを踏まえ、育児休業の取得要件緩和及び柔軟化等を内容とする所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。具体的な改正点としましては、育児休業の取得回数制限緩和に伴う改正がございます。こちらにつきましては、育児休業を取得できる回数が、これまでは原則1回とされていたところ、原則2回まで取得できるよう緩和されたことから、改正を行うものです。このほかにも、会計年度任用職員の子の出生後8週間以内における育児休業の取得要件緩和や会計年度任用職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るために規定の整備をあわせて行います。以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第47号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。議案書2ページの表を御覧ください。市営宮和田住宅におきましては、令和4年4月に残る1棟の居住者の方が退去されたことにより、市営住宅としての役割を終えたことから、宮和田住宅の用途廃止に伴い、本条例別表から削除するものです。なお、今回の用途廃止に合わせ、本定例会提出議案、議案第53号、一般会計補正予算（第8号）にて、宮和田住宅解体に要する工事請負費を計上し、速やかに建物解体が行えるよう準備を進めてまいります。議案第47号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についての説明は以上です。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、議案第 48 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、新築や増改築等を伴わなくても認定基準を満たす既存住宅等について、長期優良住宅維持保全計画を作成し、計画の認定を申請することができるようになります。この新たな認定制度の導入による申請手数料を整備するものでございます。また、建築基準法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第 49 号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。建築基準法の改正により、条項の移動が生じたことから、同法を引用する規定について整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第 50 号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、開発行為により市に帰属した道路、戸頭地区 1 路線について、当該路線を取手市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページの認定図をあわせて御覧ください。路線名は、1－2812 号線で、戸頭中学校の南側に位置する路線です。起点は戸頭 1609 番 7、終点は戸頭 1609 番 10、延長は 24.73 メートル、幅員は最大で 12.03 メートル、最小で 6 メートルでございます。議案第 50 号、市道路線の認定についての説明は以上です。

続きまして、議案第 51 号、市道路線の変更についてご説明申し上げます。本件につきましては、市道路線、台宿二丁目地区 1 路線の一部について、都市計画道路 3・4・7 号の道路改良工事により道路形態が変更されたものについて、当該路線の起点を変更するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページと 4 ページの変更図、変更前・変更後をあわせて御覧ください。市道 1－4227 号線は、取手駅の南東側に位置する路線です。変更点は、隣接する市道 0118 号線、都市計画道路 3・4・7 号、道路改良工事により拡幅されたことから、起点部分を市道 0118 号線のわきに敷設替えした箇所となります。なお、起終点の番地並びに道路の延長・幅員につきましては変更は生じておりません。議案第 51 号、市道路線の変更についての説明は以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。それでは、議案第 52 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書と合わせまして、令和 4 年度取手市一般会計 9 月補正予算（案）の概要をお配りしておりますので御覧いただければと存じます。まず初めに、9 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算はオミクロン株対応型ワクチンの接種について、国から接種体制の準備を進めるよう通知があったことから、必要な経費を計上しております。1、補正予算の規模を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 8,610 万 3,000 円を増額し、予算総額を 418 億 77 万 9,000 円とするものです。それでは、補正予算の内容について御説明させていただきます。説明は、議案書に基づき、担当部長より行いますので、よろしく願いいたします。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうから、議案第

52号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第7号）の健康増進部保健センター所管の歳入歳出につきまして御説明を申し上げます。歳入に関しましては、歳出とあわせて御説明をさせていただきます。それでは、歳出の御説明をいたします。補正予算書5ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、予防接種に要する経費であります。新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費としまして、3億8,610万3,000円を増額しております。去る8月8日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスの接種体制について議論がなされました。これに伴いまして、この新型ワクチンの接種対象者は初回接種を完了した全ての者とし、接種時期につきましては10月半ば以降に実施することを想定して準備を進めていくよう周知がなされたところでございます。また、新型ワクチン接種を実施するに当たりましては、既存のワクチンの接種間隔等も踏まえ、現在9月末までとなっている実施期間も、延長する方向で調整がなされているところでもございます。市といたしましては、これらの状況を踏まえた中で、接種を希望する対象者が10月半ばから接種できる体制を整えるとともに、ワクチン接種の迅速かつ円滑な運営を図るため、事業実施に向けた新たな契約行為等、各種の事務調整を円滑に進める必要があることから、国が示す想定を基に積算した主な経費といたしまして、集団接種医療事務者謝礼、健康管理システム改修委託料、接種券作成委託料、集団接種会場設営委託料、集団接種会場の運営等を行う医療——失礼しました、従事者の派遣委託料、予防接種委託料、集団・巡回予防接種委託料、コールセンター業務委託料、ワクチン移送委託料等を計上させていただいております。あわせまして、歳入に関しましては、議案書4ページでございます、国庫支出金、県支出金、諸収入によりまして、歳出と同額の3億8,610万3,000円を計上いたしております。以上が、令和4年度一般会計補正予算（第7号）についての御説明でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○**財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。続きまして、議案第53号、令和4年度一般会計補正予算（第7号）【「（第7号）」を「（第8号）」に発言訂正】及びここに計上されております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業について御説明いたします。御説明に当たりましては、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業について説明し、その後、補正予算の内容について御説明いたします。資料につきましては、臨時交付金の資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業一覧（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等）令和4年度9月補正計上分。次に、議案第53号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）議案書、そして議案の説明資料としまして、令和4年度取手市一般会計9月補正予算（案）の概要となっております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分につきましては、国の令和3年度補正予算における臨時交付金の留保分及び令和4年度コロナ対策予備費の使用により、合計で1兆円が措置されており、そのうち8,000億円分についての交付限度額が既に示されております。取手市

においても国の令和3年度補正予算の留保分として8,668万6,000円、令和4年度予備費分として2億6,005万9,000円、合計で3億4,674万5,000円が配分されることとなっており、既に6月の補正予算第5号におきまして、このうち1億9,761万2,000円を活用し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援を中心に、特に早期に実施すべき事業を計上し、事業を開始しているところでございます。今回の補正予算では、残余の1億4,913万3,000円に、令和3年度に実施した国の補助事業の地方負担分として、新たに配分額が示された136万5,000円を加えた、1億5,049万8,000円を活用して実施する事業について、予算計上を行います。今回の交付金活用事業につきましても、今までと同様に、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つを柱としつつ、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援を中心とした事業を計上しております。それでは、臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は、左から柱立てしました、項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要を記載しております。事業数は全部で9事業であり、内訳は市民生活支援が2事業、経済支援が5事業、感染拡大防止が2事業となっております。先に表の1番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、1番左の欄にございますように、3億98万1,000円で、財源内訳は、臨時交付金が、太枠で囲んであります欄となりますが、1億5,049万8,000円となっております。また、事業の実施に当たっては、一般財源も1億5,046万7,000円を活用しております。それでは、活用事業一覧に基づき担当部長より御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の福祉部所管分について、ご御説明申し上げます。一部、福祉部のほか、教育委員会、消防本部分も合わせて御説明させていただきます。一覧表の1番、子育て世帯応援臨時給付金1億4,603万3,000円は、燃料価格・物価高騰に対する市民生活支援として、子育て世帯に対し、18歳までの子1人当たり1万円の寄附を行うものです。10月1日に住民登録のあるゼロ歳から18歳——高校3年生相当までの児童に、所得要件を設けず一律給付を行うものです。給付対象児童を1万4,006人と見込んでおります。

続きまして、一覧表項目3番、福祉施設等物価高騰対策支援金、2,060万円は、燃料価格・物価高騰に対する経済支援として、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等を運営する事業所に対して、入所施設1か所当たり20万円、通所施設1か所当たり10万円の支援金を交付するものです。支援の対象となります事業所の内訳は、高齢者福祉関連の入所施設が41か所で、金額にして820万円、通所施設が61か所で、610万円、障害者福祉関連の入所施設が11か所で220万円、通所施設が41か所で410万円を見込んでおります。

続きまして、一覧表項目の8番、感染拡大防止の事業、オンライン環境整備事業について御説明いたします。1つ目といたしまして、取手市介護認定審査会のオンライン化。2つ目といたしまして、放課後子どもクラブクラブ室での児童のタブレット使用環境整備、また支援員のオンライン研修参加、会議開催。3つ目といたしまして、消防本部の火災予防手続きの電子申請対応、以上の3件について、オンライン環境を整備するための経費、

1,198万3,000円を計上しております。以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。私からは市民生活支援の項目に、給食費等の負担軽減事業について、保健給食課分と子育て支援課分を合わせて御説明いたします。まず、保健給食課分については、学校給食に使用する食材等の価格が高騰する中、市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰額の相当額を賄い材料費として、428万2,000円を増額補正するものです。次に、子育て支援課分については、保育所・認定こども園の保護者の負担軽減と安定した施設運営を支援するため、449万6,000円を増額補正いたします。具体的には、コロナ禍において給食で使う食材の価格の高騰が続いているため、認可の民間保育園及び認定こども園、さらに認可外の保育園等に対し、在園児1人当たり1か月70円の補助金を追加し合計220円の助成とし、保育士には、1人当たり1か月220円を新たに助成します。また、公立保育所には同様に同額を食材費として追加計上しております。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、経済支援対策として、臨時交付金活用事業一覧の4、生産販売農家緊急補助金事業について御説明いたします。本事業につきましては、コロナ禍における燃料価格・物価高騰等による農業経営に影響を受けている生産販売農家を支援するため、補助金として6,224万2,000円を計上しております。事業の内容としましては、市内の生産販売農家の各生産品目に応じた燃料、農業資材等の高騰によるコスト増加分として、生産品目ごとの単価を積算し、水稻栽培では10アール当たり3,000円、野菜・果樹園芸では、10アール当たり1万2,000円等を補助するものです。次に、交付金活用事業一覧の5、運送事業者等事業継続支援金について御説明いたします。本事業につきましては、燃料価格物価高騰による経費の増加を価格に転換することが困難な状況にあると認められる、運送事業者等の事業継続を支援するため、市内に道路運送事業等を営む事業者に対し、支援金として3,951万5,000円を計上しております。内容としましては、市内事業者で運送業等の用に供するために保有している事業用車両1台につき、大型・中型車は12万円、普通・小型車は6万円とし、1事業者当たり上限100万円を支援金として交付するものです。なお、本年6月補正で実施した、福祉有償運送等支援事業補助金、じん芥・し尿・廃棄物収集運搬事業者支援事業補助金、地域公共交通等支援事業補助金を受給した事業者は対象外とさせていただきます。以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは活用事業番号、6・7・9について説明させていただきます。まず、経済支援の2つの事業について御説明いたします。ナンバー6、壁画修復事業は、コロナ禍で活動機会が減少した取手市在住及び活動拠点が取手市にある芸術家に、既存の壁画2作品の修復を依頼し、報酬を支払うことで経済的支援をするため、372万9,000円を計上するものです。修復箇所は、関東鉄道常総線、取手駅にあります。「letter（レター） 酔狂 生命の音」、もう一つは、国道6号バイパス、藤代大橋下「日本の四季」を予定しております。続きまして、ナンバー7、指定管理者利用制限支援金は、指定管理者の事業継続を支援する観点から、令和3年度中に行った施設利用率制限により生じた損失に対する利用率制限支援金を交付するため、

300 万円を計上するものです。内訳は、取手グリーンスポーツセンター、取手ウェルネスプラザ、市民会館、福社会館の指定管理者へ各 100 万円となるものです。最後に、感染拡大防止としまして、ナンバー 9、公共施設の感染症予防対策事業は、来館者が安全安心に利用できる環境整備を実施するため、市民会館大ホールの座席及び利用者が手を触れることが多い部分に、抗菌・抗ウイルス化コーティングの施工をするものです。また、感染防止対策として、対人接触の機会を減らすため、福社会館事務所窓口にセルフレジを設置するもので、合わせて 510 万 1,000 円を計上するものです。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。以上が、今回の臨時交付金を活用して実施する事業となります。ここで訂正をお願い申し上げます。先ほど私がお説明申し上げました議案第 53 号、令和 4 年度一般会計補正予算（第 8 号）ですが、8 号と申し上げるべきところを、7 号と申し上げてしまいました。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それでは、改めまして、議案第 53 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、御説明いたします。まず初めに、9 月補正予算（案）の概要、3 ページを御覧ください。1、補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 15 億 7,888 万 2,000 円を増額し、予算総額を 433 億 7,966 万 1,000 円とするものです。

続きまして、その上になります。今回の補正予算の基本的な考え方としまして大きく 4 点ございます。1 点目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業、2 点目に、子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業、3 点目に、民間保育園の施設等整備に対する補助、4 点目に、名誉市民、木内幸男氏追悼企画実施事業、これらの四つを基本としつつ、その他、緊急性のあるものや、令和 4 年度の地方交付税の決定や、令和 3 年度決算の確定に伴う歳入の補正等について計上しております。それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げますが、地方創生臨時交付金活用事業については、先ほど事業一覧を用いて説明したとおりでございますので、再度の説明は割愛させていただき、ここでは、臨時交付金活用事業以外の補正内容について御説明いたします。何とぞご了承願います。説明の順番は、先に歳入歳出補正について説明し、その後、債務負担行為について御説明いたします。また、歳入歳出予算の説明は、議案書に基づき、歳入、歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明いたします。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。初めに、歳入でございます。議案書 10 ページ上段を御覧ください。10 款、1 項、地方特例交付金の個人市民税減収補填特例交付金は、所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除し切れない住宅借入金等特別控除を、個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生ずる減収分を補填するために交付されるもので、令和 4 年度の額の確定により、204 万 6,000 円を増額するものでございます。次に、その下の 11 款、1 項の地方交付税の普通交付税は、令和 4 年度の額が決定いたしましたので、3 億 7,436 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、同じく 10 ページ下段の 15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金の新型コロナウイ

ルス感染症対応地方創生臨時交付金は、先ほどご説明申し上げました臨時交付金事業の財源として、1億5,049万8,000円を増額しております。

次に、11ページを御覧ください。下段の17款、財産収入、2項、財産売払収入の普通財産売払収入は、白山の県営住宅跡地ほか1件の市有地について、売却先が決定したことから、1億3,111万6,000円を増額しております。次に、12ページを御覧ください。中段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、1億5,849万1,000円を減額し、基金に戻すものです。同じくその下の公共施設整備基金繰入金は、さくら荘の高圧気中開閉器改修工事と、白山保育所の給水ポンプ改修工事に合計420万円を充当するものでございます。その下のふるさと取手応援基金繰入金は、昨年度末に、一般財源を充当して執行した、ふるさと取手応援寄附金推進事業の財源相当分として、4,913万3,000円を取り崩すものです。こちらは、令和3年度より、ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費の財源として、ふるさと取手応援基金を充当していることから、支払い経費の確定に伴い、前年度末に一般財源を充当して執行した経費相当額の基金の取崩しを行うものでございます。その下の20款、1項、繰越金の前年度繰越金は、令和4年度への繰越し財源を除いた前年度からの繰越金が、14億3,676万7,000円となったため、当初予算で計上済みであります5億円を差し引いた、9億3,676万7,000円を増額するものです。次に、下段の21款、諸収入、6項、雑入の電気受給契約の解約に伴う損害賠償金は、令和3年4月1日より、一部施設で電気受給契約を締結していた電力事業者から、令和3年11月をもって、電力小売事業を廃止する旨の通知があり、令和3年12月より、契約事業者を変更したことにより、発生した損害相当額を損害賠償金として2,390万9,000円を計上しております。なお、契約施設には、指定管理者が電気料金を負担している施設が含まれるため、本件に伴い、各指定管理施設の損害額に応じた指定管理料の増額を、歳出において計上しております。次に、議案書13ページを御覧ください。下段の22款1項の市債でございます。まず、市道整備事業債は、排水施設改修工事に820万円を充当するものです。その下の合併特例債は、民間保育園施設整備費補助金に780万円を充当するものです。その下の公共施設等除却債は、市営住宅解体工事に670万円を充当するものです。その下の長寿命化事業債は、道路長寿命化対策工事に1,520万円を充当するものです。その下の緊急自然災害防止対策事業債は、道路維持補修工事に640万円を充当するものです。その下の臨時財政対策債は、額の決定により、3億3,766万9,000円を減額するものです。続きまして、7ページにお戻り願います。第3表、地方債補正は、先ほど市債で御説明いたしました長寿命化事業債の追加と、市道整備事業債から臨時財政対策債までの5件について、それぞれの限度額を変更するものでございます。続きまして、財政部所管の歳出を御説明いたします。議案書14ページを御覧ください。中段の2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援基金積立金は、前年度末に入金があったことから、昨年度中に基金に積立出来なかった寄附金を積み立てるため、133万5,000円を増額しております。次に、その下の電気自動車充電設備設置工事52万円は、後ほど債務負担行為で御説明いたしますが、電気自動車の新規リースに備え、本庁舎及び藤代庁舎に、公用車用の充電設備を設置するものです。次に、その下から15ペー

ジにかけての公共施設整備基金積立金は、先ほど歳入で御説明いたしました、普通財産売払い収入と同額を積み立てるため、1億3,111万6,000円を増額するものです。次に、15ページ下段の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定によりまして、増額分の2分の1以上積み立てるため、4億7,293万8,000円を増額するものです。歳入のところで御説明いたしました、繰戻し分1億5,849万1,000円と合わせて、今回の補正予算により、財政調整基金残高は6月補正後と比較して、6億3,142万9,000円の増額となります。

次に、16ページ上段を御覧ください。過年度国庫支出金等過誤納返還金では、令和3年度の実績報告に基づき、交付額が確定された国・県負担金や補助金のうち、超過受入れ分を返還するため、3億5,750万円を増額するものです。財政部所管の説明は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。議案第53号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）、政策推進部所管事業について御説明させていただきます。補正予算書14ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、秘書事務に要する経費の、名誉市民追悼企画委託料258万4,000円は、「故 木内幸男氏の生前の活躍をしのぶイベント」を実施するものです。このイベントは、令和4年12月18日、日曜日に、取手市民会館での開催を予定しております。2部構成で行い、第1部は関係者によるトークショーを、第2部は学生アトラクションを予定しています。第1部のトークショーでは、取手二高甲子園優勝メンバーと常総学院の甲子園で活躍された往年の名選手を出演予定としております。また、甲子園を沸かせた名監督の御出演も予定しております。木内監督のすごさや、その人柄、また知られざる一面など、出演者のトークによる木内監督の魅力を存分に味わえる時間にしたいと考えております。第2部の学生によるアトラクションでは、木内監督が強くしたと言われる常総学院、吹奏楽部が甲子園でのなじみの楽曲の演奏を行い、甲子園の情景等を感じながら、監督の活躍を懐かしめる空間を創出したと考えております。さらに、会場入り口には、高校生の生け花コンクール、花の甲子園に出場している取手二高の華道部により、今回のイベントをイメージして制作された作品を展示する予定です。また、この事業実施の財源として、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の活用を予定しております。歳入としまして、補正予算書11ページ、18款、寄附金、1項、寄附金、2目、総務費寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金として、258万4,000円を計上しております。続きまして、補正予算書15ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、企画事務に要する経費、48万7,000円は、SDGs（エスディージーズ）の啓発冊子、3,000部を印刷するものです。持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であるSDGs（エスディージーズ）は、2030年の目標年度まで10年を切り、取組のスピードを早めることが求められています。そのような中、取手市においても、令和4年4月1日付で取手市SDGs推進本部を設置し、ゴールの達成のための取組を総合的かつ効果的に推進していくこととしております。現在、広報とりでの連載をはじめ、市民に対する周知啓発に取り組み、さらなる理解と普及促進のため、SDGs（エスディージーズ）の意義や、市の取組を紹介する冊子を作成するものです。A4版24ページ、全編カラー刷りで、各窓口や公民館、図書館等において配布

することを計画しております。今回の啓発冊子の配布を通じて、SDGs（エスディーズ）の意義や重要性を市民の皆様と共有し、広く、取組の輪を広げ、市民一体となって、持続可能な社会を構築してまいりたいと考えております。続きまして、補正予算書 32 ページ下段、9 款、教育費、5 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費の市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、委託料、市民会館・福祉会館指定管理料 171 万 7,000 円の増は、市民会館及び福祉会館の指定管理者であります公益財団法人、取手市文化事業団に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、休業措置の期間、令和 3 年 8 月 18 日から 9 月 26 日の不可抗力による減収分の一部を補てんするものです。また、電力事業者の事業撤退に伴い発生した損害を補てんするものです。最後に、補正予算書 33 ページ下段、9 款、教育費、5 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費のアートギャラリーの管理運営に要する経費、22 万円の増は、コロナ禍の中でも、昨年よりも文化芸術団体の活動が増えており、アートギャラリー予約数増に伴う、シルバー人材センターへの委託料を増額するものです。なお、予約数増に伴う使用料の歳入につきましては、補正予算書 10 ページ、14 款、使用料及び手数料、1 項、使用料、8 目、教育使用料のアートギャラリー使用料、27 万 6,000 円を計上しております。政策推進部所管事業の説明は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の補正予算についてご説明申し上げます。まず、補正予算書 14 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、防犯に要する経費についてです。市内 42 か所、91 台の防犯カメラ及び市内 2 か所の防犯ステーションの電気料について、物価高騰による電気料の不足分として、50 万 7,000 円を増額補正するものです。続きまして、補正予算書 15 ページ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、9 目、交通安全対策費、自転車駐車場の維持管理に要する経費についてです。サイクルステーション取手、国道高架下自転車駐車場、新取手駅自転車駐車場、藤代駅北口自転車駐車場、藤代駅南口自転車駐車場の電気料について、こちらも物価高騰による電気料の不足分として 85 万 5,000 円を増額補正させていただきます。続きまして、補正予算書 16 ページ、2 款、総務費、3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目、戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳事務に要する経費についてです。戸籍法の一部を改正する法律に基づく事務、こちらは令和 5 年度施行予定となっております。こちらにより、自身や父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書等の請求を可能とする戸籍証明書等の広域交付、本籍地以外の市区町村において、戸籍情報連携システムを利用して、本籍地以外の市区町村のデータを参照するようにし、戸籍の届出における、戸籍証明書等の添付を不要とする副本記録情報の参照等、戸籍情報連携システムの機能改修、追加及び設定変更を行うための戸籍情報システムの改修関係経費として、戸籍事務内連携業務委託料 2,348 万 5,000 円を増額補正するものです。なお、この補正額は補正予算書 10 ページの歳入、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金として、同額を計上させていただきます。補助率は 10 分の 10 となります。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。健康増進部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。それでは、歳入より御説明をさせていただきます。補

正予算書 12 ページを御覧ください。19 款、繰入金、1 項、特別会計繰入金、国民健康保険事業特別会計繰入金、1,902 万 3,000 円を増額するものです。これは、令和 3 年度の国民健康保険に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分を、取手市国民健康保険特別会計より繰入れするものでございます。続きまして、その下段、後期高齢者医療特別会計繰入金、2,614 万 6,000 円を増額するものでございます。これは、後期高齢者医療特別会計の令和 3 年度の繰越金が増額したことによるものでございます。次に、補正予算書 13 ページを御覧ください。21 款、諸収入、6 項、雑入、ウェルネスプラザ指定管理料精算金でございます。これは、基本協定書に基づく令和 3 年度分の精算金です。指定管理料の精算対象となる修繕費、備品購入費のうち、未執行額 62 万 3,000 円の返還が生じるため計上しております。それでは、歳出のほうの御説明をさせていただきます。補正予算書 17 ページをお開きください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、ウェルネスプラザの指定管理料でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館措置を行った期間中の指定管理者に生じた損失に関しましては、昨年度、休業支援金として一部補てんをしておりますが、今回、差額分を支払うため、指定管理料精算金としまして、174 万 4,000 円を計上しております。また、令和 3 年度ウェルネスプラザの電気需給契約を締結していた電力事業者の電力小売業廃止により、電気料金が増額となったことによる損害相当額としまして、賠償金が支払われるため、指定管理者の支払った電気代損失相当額として、100 万 8,000 円の、合わせまして 275 万 2,000 円を増額計上しております。次に、19 ページをお開きください。上段でございます、介護予防拠点施設管理に要する経費でございます。げんきサロン取手西【「取手西」を「戸頭西」に発言訂正】の電気温水器及び、いきいきプラザの入り口自動ドアの故障による修繕を行うため、92 万 2,000 円を増額計上しております。続きまして、4 款の衛生費に移らさせていただきます。補正予算書 25 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、1,013 万 7,000 円の増です。休日夜間緊急診療の診療所の運営につきましては、取手市、守谷市、利根町、つくばみらい市の 3 市 1 町で、取手市医師会に委託しておりますが、取手北相馬、休日夜間緊急診療所における患者数の減少に伴いまして、精算額を追加で支出することから、取手市が、他の 2 市 1 町の金額を歳入として受入れ、取手市も含めた精算額をまとめて支出するため、増額するものでございます。あわせまして、この歳入に関しましては、補正予算書 10 ページを御覧ください。13 款、分担金及び負担金、1 項、負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金（過年度）497 万 9,000 円でございます。これは、歳出で御説明しましたとおり、令和 3 年度の患者数減少に伴い精算額が生じたため、守谷市、利根町及び、つくばみらい市から追加負担金を受け入れるものでございます。続きまして、補正予算書の 25 ページ、先ほどの下段となります。乳幼児健診に要する経費、275 万円の増でございます。市町村が実施する 3 歳児健診——本市の場合には 3 歳 5 か月児健診となります。この健診におきましては、目の発達、疾病及び異常の有無を確認することとされております。視能訓練士による視力検査と併用しまして、新たに屈折検査機器を導入し、屈折検査による弱視等の早期発見の強化を図るものでございます。健診会場で 3 歳 5 か月児全員に

検査を実施することから、円滑な流れで進めるため2台の検査機器を活用してまいります。あわせまして、歳入に関しましては、補正予算書11ページ上段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、母子保健対策強化事業費補助金137万5,000円でございます。母子保健医療対策総合支援事業の項目の一つであります、母子保健対策強化事業として、国から2分の1が補助となります。以上が、健康増進部所管でございます。すみません、先ほどご説明申し上げました19ページの上段の部分でございます。介護予防拠点施設管理に要する経費で、私先ほど、げんきサロン取手、げんきサロン取手西と続けて言ってしまうましたが、これは、取手西と——失礼しました、取手西と言ってしまうましたが、戸頭西が正しいものでございます。申し訳ございません、訂正よろしくお願ひいたします。福祉部所管の歳入歳出についてご説明申し上げます。それでは歳入からご説明申し上げます。補正予算書10ページを御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、令和3年度の実績報告による精算に伴い追加交付される国負担金を受け入れるため、自立支援補装具費負担金（過年度分）87万7,000円。自立支援給付費負担金（過年度分）968万3,000円、生活保護費負担金過年度分、5,767万6,000円を計上しております。次に、12ページを御覧ください。19款、繰入金、1項、特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金は、令和3年度の精算により4,383万7,000円を増額しております。次に、12ページから13ページの21款、諸収入、6項、雑入の民生費雑入を御覧ください。社会福祉協議会補助金精算金の過年度分、32万2,000円を計上しております。これは社会福祉協議会の補助金のうち、ボランティア支援センター運営事業、在宅福祉サービス運営事業について、決算が確定し余剰金が生じたため、精算金を受け入れるものであります。次の社会福祉協議会への各委託事業につきましても、決算により余剰金が生じたため、生活困窮者自立相談支援委託料精算金過年度分、41万2,000円、ぬくもり学習支援業務委託料精算金過年度分、59万7,000円、ひきこもり相談支援業務委託料精算金過年度分、5,000円、成年後見制度中核機関運営委託料精算金過年度分、314万8,000円、ファミリーサポートセンター事業委託料精算金過年度分、74万円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援緊急受付業務委託料精算金過年度分、203万1,000円を精算金として計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。17ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費、19万7,000円増と、障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費、17万9,000円増は、昨年度の電力契約の中途解約により発生した損失分について、電力業者より賠償金が払われることとなったため、指定管理者が負担した電気代相当分を支払うため増額補正するものです。次に18ページを御覧ください。地域生活支援事業に関する経費の障害者移出確保事業委託料は、障害者やその介護者、保護者の緊急的な対応が必要となったときに、一時的な宿泊の場として、居室の確保や、必要な介護等を提供する社会福祉法人等へ支払う費用として、委託料15万円を計上しております。この歳出に伴う歳入として、国補助金4万3,000円、県補助金2万1,000円をそれぞれ増額しております。次に、同ページのあけぼの管理運営に関する経費、43万6,000円増は、昨年度の電力契約の中途解約により

発生した損失分について、電力業者から市に対して賠償金が支払われることとなったため、指定管理者が負担した電気代相当分を支払うため、増額補正するものです。続くさくら荘管理運営に関する経費は、高圧器中開閉器改修工事の工事請負費、122万7,000円を計上しております。これは老人福祉センターさくら荘の電気設備である高圧器中開閉器が更新時期を迎えていることを受け、地域事故及び近隣への広域停電などの波及事故防止のために、速やかな改修工事を行うため計上するものです。次に10ページを御覧ください。介護保険特別会計繰出金は、846万9,000円を増額しております。内訳としましては、令和3年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により、243万3,000円の増額。また、新型コロナウイルス感染症対策経費としまして、603万6,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金159万3,000円、県負担金79万6,000円をそれぞれ増額しております。次に、20ページを御覧ください。2項、児童福祉費のペアレントメンターに関する経費は、多様化する相談者のニーズに対応するため、既存のペアレントメンターと異なる養育経験を持つ新規のペアレントメンターを養成する費用として、研修講師謝礼5万円を増額しております。この歳出に伴う歳入として、国補助金1万4,000円、県補助金7,000円をそれぞれ増額しております。次に、21ページから22ページを御覧ください。子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業に関する経費に、独り親世帯分、6,042万2,000円、その他世帯分、5,124万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業により、支援を行っておりますが、今回、茨城県が国の給付金に加え、児童1人当たり5万円を給付する独自の支援制度を創設したことから、その支給に必要な経費を計上するものです。支給対象児童数を、独り親世帯分が1,162人、その他世帯分が990人と見込んでおります。この歳出増に伴う歳入として、県補助金に、1億1,165万2,000円、諸収入、雑入に1万円を計上しております。次に、23ページを御覧ください。民間保育園入所に要する経費は、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、令和4年2月から9月分までの月額9,000円相当額を引き上げたところですが、引き続き10月分以降は公定価格で対応するため、3,531万7,000円を増額するものです。この歳出増に伴う歳入として、国負担金1,664万9,000円、県負担金833万3,000円、県補助金100万7,000円をそれぞれ増額しております。続く、民間保育園運営に要する経費は、民間の保育園及び認定こども園の環境整備に対し2,590万3,000円を計上しています。取手幼稚園に、保育士の業務負担軽減となるICTを活用した業務システムの導入費用に75万円、たかさごスクール取手・藤代駅前ナーサリーに睡眠中の事故を防止する備品のチェックセンサーの購入費用に40万3,000円、共生保育園の園舎の施設改修工事に2,475万円を補助金として計上しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金76万9,000円、県補助金1,650万円を増額しております。次に、24ページを御覧ください。保育所の施設整備に要する経費は、公立白山保育所給水ポンプ改修工事費349万8,000円を計上しています。6月に給水ポンプが故障し仮復旧工事を行いました。水道直結式のため現現在弱い水圧の状態です。耐用年数を超え、部品交換が不可能な状態のため、早急なポンプの入替え工事をするものです。続く、子育て支

援に要する経費、17万3,000円は、戸頭地域子育て支援センター玄関に防犯カメラを設置し、防犯対策に努めるものです。この歳出増に伴う歳入として、国補助金5万7,000円、県補助金5万7,000円を増額しております。次に、35ページを御覧ください。11款、1項、公債費の地方債元金償還金は、災害救援資金貸付債について、1名の方から繰上償還があったため、茨城県への元金償還に当たり、52万4,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、貸付金元利収入42万円を増額しております。福祉部所管の歳入歳出について御説明を申し上げます。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。続きまして、農業委員会所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。初めに、歳入から御説明いたします。補正予算書11ページ中段を御覧ください。16款、県支出金、2項、県補助金の農地集積・集約化対策推進交付金は、本年3月補正で、国の全額補助により導入するタブレット端末6台分の通信費の確定により、7万2,000円増額するものです。次に、歳出を御説明いたします。補正予算書は、26ページ上段を御覧ください。5款、農林水産業費、1項、農業費の機構集積支援事業に要する経費は、歳入で御説明しましたとおり、県補助金の農地集積・集約化対策推進交付金により、7万2,000円を増額しております。以上、農業委員会所管の補正予算になります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳出補正予算について御説明いたします。補正予算書27ページをお願いします。5款、農林水産業費、1項、農業費の土地改良事業に要する経費、156万3,000円を増額するものです。守谷土地改良区管内の下高井地区排水路の機能性の向上と、管理上の負担軽減を図るため、排水不良が生じている箇所を改修する工事負担金を増額しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書28ページ下段を御覧ください。7款、土木費、1項、土木管理費、25、道路管理に要する経費、委託料として302万5,000円を計上しております。台宿地内の市道で0118号線、都市計画道路3・4・7号、芸大通りに隣接する住民の方から、バスなどの車両が通過する際に家屋への振動が度々発生することから、振動解消の要望が寄せられております。今後、道路補修方法の検討を進める上で、振動発生の原因を特定する必要があることから、道路舗装状況調査費用として、委託料302万5,000円を計上しております。

続きまして、補正予算書29ページ、7款、土木費、2項、道路橋りょう費、20、道路維持補修に要する経費、需用費修繕料、委託料、工事請負費について、合わせて6,968万9,000円増額しております。そのうち需用費修繕料は、1,818万8,000円の増額です。傷んだ舗装を直すため、藤代駅南口交通広場の歩道部の舗装約170平方メートルの範囲を修繕するほか、東四丁目地区、宮和田地区の2か所で、舗装の修繕を実施いたします。また、薄くなった区画線の塗り直しを萱場地区、市道0131号線の、通称久賀小通りの約640メートルの区間で実施するほか、戸頭二丁目地区、藤代南一丁目地区、本郷三丁目地区、駒場二丁目地区、伊奈地区の5地区においても、区画線（外側線・センターライン）の塗り

直しを実施いたします。そのほか、道路側溝の入替えを東三丁目地区、市道1-4167号線約6メートルの区間で実施するほか、排水管の入替えを戸頭八丁目地区において実施いたします。取手駅東口駅前ロータリーのタクシー降車スペースは、現在、横断歩道の至近に位置することから、歩行者の安全確保のため、降車スペースを横断歩道から約5メートル離れた位置に移設する修繕を実施するほか、経年により破損が生じた道路土留めの修繕を小浮気地区市道2-6029号線、約9メートルの区間で実施いたします。全ての修繕に要する経費として、合計1,818万8,000円増額するものです。続きまして、下段の委託料です。委託料として1,335万9,000円増額しております。小文間地内の山王台住宅、市道法面の樹木が隣接地まで伸びており、隣接する住宅に影響が生じているほか、常総ふれあい道路の新町から西地区にかけて植樹されているイチヨウが車道側に伸びており、通行上支障を来すことから、樹木の剪定を実施するため、街路樹管理委託料1,335万9,000円増額するものです。下段に移りまして工事請負費です。全体で3,814万2,000円増額しております。工事請負費のうち道路維持補修工事642万9,000円の増額となっております。米ノ井地区、市道1-2318号線において、大雨の影響により法面を保護する土留めの一部が崩壊したことから、令和4年度当初予算において道路維持補修工事費を確保しておりましたが、昨年度実施した測量設計の結果、当初想定していた範囲よりも広範囲に擁壁を築造し復旧する必要があることから、道路維持補修工事費として642万9,000円増額するものです。次に、道路長寿命化対策工事として1,698万4,000円計上しております。劣化した舗装の補修修繕工事を3地区で実施いたします。1つ目は、吉田地区の消防署から相野谷川にかかる土橋方面に向かう市道0121号線において、延長約80メートルの区間で実施いたします。2つ目に、藤代南地区の大規模小売店舗脇の藤代陸橋南交差点から北浦川に架かる主膳橋方面に向かう市道0222線において、延長約50メートルの区間で実施いたします。3つ目に、神浦地区の北浦川にかかる北浦川大橋からゴルフ場に隣接する、直角に曲がる箇所市道0144号線、片側車線延長約100メートルの区間で実施をいたします。続きまして、排水施設改修工事として1,100万円計上しております。新取手地区の新取手駅前広場から新取手一丁目、ことバスのバス停方面に向かう市道1-1402号線において、排水施設の老朽化により雨水排水の流れに支障を来していることから、約250メートルの区間においてL型側溝の入替えを実施するものです。最後に、階段手すり設置工事として、372万9,000円計上しております。白山一丁目及び白山二丁目の階段手すり設置工事となります。高齢者等が階段利用の際に安全に昇降できるよう、地元から手ついの設置の要望が寄せられていたことから設置するものです。以上の工事費を合わせまして、工事請負費3,814万2,000円増額するものです。続きまして、補正予算書29ページ下段から30ページ上段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費、20、排水路の維持管理に要する経費、需用費、光熱水費のうち、電気料金496万7,000円の増額です。排水対策課で管理している市内36か所64台の排水ポンプの電気料について、電気料金に含まれる燃料費調整額の高騰により、前年度と比較して最大約1.7倍まで高騰している状況であり、12月以降の電気料金の支払いが困難になる見込みです。以上のことから、電気料金の不足分として、496万7,000円増額するものです。最後に、補正予算書同じく30ページの下段を

御覧ください。7款、土木費、4項、住宅費、20、市営住宅管理に要する経費、先ほど議案第47号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についての際にもお伝えしましたとおり、市営宮和田住宅は、令和4年4月をもちまして、残る1棟の居住資産の方が退去されたことから、市営住宅としての役割を終えました。宮和田住宅は木造住宅の耐用年数である30年を大幅に経過しており、老朽化が著しいことから、強風や震災等の自然災害の際に、大きく損傷したり倒壊する恐れがあります。速やかに解体工事が行えるよう、宮和田住宅1棟1戸の解体に要する工事請負費として750万円計上するものです。なお解体後における跡地の利活用方策につきましては、庁内検討会である学校跡地等利活用方策検討委員会において協議の上決定する予定となっております。建設部所管補正予算の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部、齋藤です。都市整備部所管事項でございます。一般会計補正予算書30ページ中段を御覧ください。3項、都市計画費、9目、西口都市整備事業費、取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金について、726万7,000円の減額を計上しております。内容につきましては、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計において、前年度繰越金を増額計上するに当たり、一般会計との調整を行うため、繰出金の減額を計上するものです。都市整備部所管事項は以上でございます。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の御説明をいたします。補正予算書33ページ、放課後児童対策事業に要する経費です。国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業により、令和4年2月から9月まで、放課後子どもクラブで働く職員の処遇改善を行っておりますが、10月以降も引き続き実施するための費用432万3,000円を増額補正するものです。なお、その財源として、国及び県の地域子ども子育て支援交付金合わせて288万2,000円を計上してございます。次に、補正予算書34ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費のうちグリーンスポーツセンター指定管理料245万5,000円を増額補正です。先ほど、歳入の部分で、財政部長から説明があったとおり、電力需給契約の変更に伴う指定管理施設の損害について、取手グリーンスポーツセンターの指定管理料を増額するものでございます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書では6ページとなりますが、こちらにつきましては、資料としまして令和4年度9月補正予算債務負担行為設定資料をお配りしておりますので、そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。初めに、財政部所管について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。3番、ふるさと取手応援寄附受付等業務委託です。こちらは民間ポータルサイトへの返礼品の掲載や寄附の受付、寄附データのとりまとめ等についての業務委託で、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は受け入れる寄附金額に応じて変動することから、協定等に基づく業務委託経費としております。次に、4番、ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料は、民間ポータルサイト上でクレジットカード決済による企業が行われた際の収納手数料で、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額としております。次に、5番、家屋評価システム使用料は、固定資産税の家屋評価額の算定に

使用している情報処理システム及びサーバーの使用料で、期間は令和4年度から9年度まで、限度額は1,720万円【「1,720万円」を「1,728万円」に発言訂正】です。次に、下段の変更についてですが、当初予算で債務負担行為の設定を行いました。名称を公用車リース料（令和4年度その1）に変更するものです。次に、3ページを御覧ください。公用車リース料（令和4年度その2）の内訳書のうち、財政部所管について御説明いたします。2番の車両につきましては、本庁舎で使用している軽自動車1台のリース期間の満了に伴い新規リースを行うもので、リース期間は令和5年度から13年度まで、限度額は223万円です。3番の車両につきましては、現在使用している車両2台のリース期間の満了に伴い、電気自動車に変更して新規リースを行うものでございます。リース期間は令和5年度から12年度まで、限度額は546万円です。電気自動車の公用車は走行時の二酸化炭素排出量の削減を目的として昨年度にも1台を購入しており、今回のリース車2台と合わせ、合計で3台となります。また、今回導入する2台のうち1台は藤代庁舎に配置する予定となっております。4番の車両につきましては、課税課で家屋評価業務に使用している軽自動車1台のリース期間の満了に伴い、新規リースを行うものです。リース期間は令和5年度から12年度まで、限度額は181万円です。ここで、大変申し訳ないんですが訂正をお願いしたいと思っております。5番の家屋評価システム使用料で、限度額を——限度額正しくは1,728万円でございます。1,720万円と申し上げてしまいました。訂正お願いいたします。それでは、財政部所管の債務負担は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の債務負担行為補正について説明させていただきます。補正予算書41ページと併せ、令和4年度9月補正債務負担行為設定資料を御覧ください。設定資料3ページ、別紙、公用車リース料その2の内訳書、ナンバー1、安全安心対策課所有の青色パトロール車プロボックスバン1台のリース料となります。リース期間は令和5年6月1日から令和13年5月31日までで、新規8年間のリース契約となります。限度額は392万円です。続きまして、その下段、別紙、事務用機器使用料（その3）の内訳書、ナンバー1、総務課所管のコピー機10台のリース料となります。設置場所は、総務課、社会福祉課、健康づくり推進課、産業振興課、課税課、国保年金課、水とみどりの課、市民課、会計課、管財課の10か所となります。リース期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までで、新規5年間のリース契約となります。限度額はリース料と保守点検料合わせ、2,951万円となります。続きまして、ナンバー2、同じく総務課所管のファクシミリ機1台のリース料となります。設置場所は総務課となります。リース期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までで、新規5年間のリース契約となります。限度額は、リース料とカウンター料を合わせ145万円となります。続きまして、ナンバー3、取手支所所管のコピー機3台のリース料となります。設置場所は取手支所、戸頭窓口、駅前窓口の3か所となります。リース期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までで、新規5年間のリース契約となります。限度額は、リース料とカウンター料合わせ364万円となります。いずれも例年は第4回定例会の補正予算で計上しておりますが、世界的な半導体不足の影響により、入札・契約後の機器調達期間に日数を要する恐れがあるため、今回は第3回定例会で計上させていただきたいと思

っております。以上、総務部所管の債務負担行為補正について説明させていただきました。

○**教育部長（田中英樹君）** 教育委員会、田中です。債務負担行為設定資料3ページ、公用車リース料（令和4年度その2）、内訳書の5番を御覧ください。公用車リース料の学務課分です。リース期間は令和5年度から令和12年度まで、限度額は445万円です。内容は、小堀地区の児童生徒を対象に、取手小学校及び取手第一中学校への通学支援を行うために、公用車としてスクールバスをリースするものです。次に、事務用機器使用料（令和4年度その3）内訳書の5番を御覧ください。教育総務課所管のコピー機1台のリース料です。設置場所は教育委員会事務局になります。リース期間は令和5年度から令和9年度まで、限度額はリース料と保守点検料を合わせて602万円です。教育委員会所管の債務負担行為は、以上となります。

○**都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市整備部所管の債務負担行為補正について説明させていただきます。設定資料3ページ、事務用機器使用料の内訳書、ナンバー4、都市計画課所管のコピー機1台のリース料となります。設置場所は、分庁舎都市整備部内です。リース期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までで、新規5年間のリース契約となります。限度額は356万円です。議案第53号についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。